

消費者相談の事例から

ちよつと待って!

「保険金が使えない」という  
住宅修理にまつわるトラブル

No.177

地震、台風、大雪等による自然災害を口実に、「火災(地震) 保険に加入していれば無料で住宅の修理ができる」と勧誘している業者がいます。

火災(地震)保険は、自宅の損壊に気付かないこともあり、交通事故時の損害保険申請のように自らすぐに連絡して、

保険会社に対応を求めることが多くありません。そこに目をつけての勧誘のようです。

《事例1》

自宅は築30年以上のため修理が必要であると思っていたところ、リフォーム業者が来訪し、「屋根の一部が破損している。修理しないと雨漏りでお家が崩壊する」と言われた。また、「火災保険を使えば、ほとんどタダで直せる。保険申請も手伝うので、保険金が下りたら当社と契約を」と言われ、覚書に署名捺印をした。

50万円の保険金が下りたが、やはり工事はなじみの業者に頼みたいと思い、修理契約はしないと伝えたところ、受け取った保険金の半額もの違約金を請求された。高額すぎないか。

《事例2》

知人に「火災保険の証書を見せてほしい」と突然言われ、よくわからないまま加入している共済の証書を渡した。数日後、知人が、建築士とコンサルタントを伴って来訪した。何の説明もされないまま、「契約書」に署名捺印を求められ応じてしまった。

契約書を後から読むと、「申請後下りた保険金額の30%をコンサルタント料として支払う」との項目があった。自宅は6年前の大地震で外壁等が壊れたが、リフォーム業者による修理は終わって

おり、その時の書類をもとに、今回自分で保険会社に申請をした。結果的に共済金約70万円が下りたが、修理費用は百万円以上かかっており、さらに20数万円ものコンサルタント料の支払いは高額すぎて納得できない。

◎消費生活センターより

自然災害による住宅修理は保険事故と認められれば、保険による補償が可能です。

消費者(相談者)はそのことを知らず、業者が気付かせてくれたことをありがたく思いますが、事例のように、高額な請求に見合うのかどうかについては疑問が残ります。

損害保険協会なども「保険金が使えない」という住宅修理サービスに注意するよう呼びかけています。

このような勧誘業者と契約する前に、消費者から、加入している保険会社や代理店に連絡し、相談しましょう。

お問い合わせは、  
消費生活センター(2階)  
☎201101、FAX201600へ。

文芸コーナー

俳句

山々を水面にうつし青田風

河野 智子

星涼し友の回想見え隠れ

高橋 良昌

楠若葉息子夫婦の後を行く

武居 敬子

短歌

じじ・ばばと可愛い声で呼んでくれ

仲村美年子

盆踊り浴衣とうちわは無いけれど

時女 礼子

川柳

即答が憎いロボットの頭脳が

今井ひさし

食べ放題ケーキが憎いダイエット

吉野千枝子

仲人はネットでしたと言う夫婦

風間 敬造

天邪鬼拍手しながら粗探し

岡元 邦武

着物文化もてはやされる観光地

木内富美子

予報士がシャッフルしてる四季の風

福田 研治

憂いなく気軽に生きて老い忘れ

藤橋 由裕

七夕の栄華の夢に浸る宵

道譯 賢一

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。  
●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先  
〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。

